

年金に関するお知らせ

平成21年3月6日
在豪州日本国大使館

1. 日豪社会保障協定

2009年1月1日から、「日豪社会保障協定」により、日本とオーストラリアの年金制度の二重加入が解消され、加入期間が通算されます。

詳細については、下記ウェブサイトをご参照下さい。

(豪州センターリンクのウェブサイト：日豪社会保障協定に関する英語及び日本語の説明資料)

<http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/ea3b9a1335df87bcca2569890008040e/53a1b506c672f10cca2575240008bdbb!OpenDocument>

(日本社会保険庁のウェブサイト：社会保障協定)

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>

(日本社会保険庁のウェブサイト：「日豪社会保障協定」に関するお知らせ)

<http://www.sia.go.jp/infom/pamph/dl/1210seido.pdf>

(豪州のセンターリンクのウェブサイト：オーストラリアの老齢年金請求の説明書)

http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/forms/aus140_jp.htm

2. 日本の年金制度

日本の年金制度に関する情報は、社会保険庁のウェブサイトをご覧ください。

(日本の社会保険庁のウェブサイト：年金制度)

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/index.htm>

3. 海外からの日本の年金相談窓口

<電話でのご相談>

年金ダイヤル：81-3-6700-1165

(受付は月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分(日本時間))

<文書でのご相談>

社会保険業務センター 中央年金相談室

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

※お問い合わせの際は、基礎年金番号や海外在住期間などご自身の情報を詳しく書き添えて、何が知りたいのかを明記してください。基礎年金番号がわからないときは、氏名（名前が変わっている場合は当時の氏名）、生年月日、職歴、第1号被保険者期間がある人は保険料を納付していた市区町村名などを正しく書いてください。